

# 資料 8

## 専門部会アウトプットイメージ

### 【地域分権制度導入の目的】

将来の本市のまちづくりを見据えたとき、人口減少や本格的な少子・高齢社会の到来により、税金をはじめとする行政の経営資源が制約を受ける一方で、社会保障費が年々増大するなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。

このような中、平成25年度からスタートする第5次総合計画では、めざす都市像を「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」とし、社会潮流や地域課題について、市民生活の視点からよりきめ細かく対応し、さまざまなまちづくりの主体による参画と協働を基調としながら、将来にわたっても持続可能な、いきいきとしたまちを構築することとしている。

そして、第5次総合計画では、本市におきまして初めてとなる、概ね小学校区ごとの地域のありたい姿を描いた「地域別構想」を位置付けることとし、そのありたい姿を実現するため、地域の実情を一番よくご存じの地域住民自らが、課題の解決に向けた取り組みをしやすいように、一定の権限と財源を地域に移譲する仕組みである地域分権制度を導入する。

### 【言葉の定義】

- ・ 地域とは
- ・ 地域住民とは
- ・ 地域別構想とは

など

### 【まちづくりの主体の役割】

地域住民の役割・・・地域課題の解決に向けた  
取り組みに参加すること  
市の役割・・・地域分権の推進に必要な施策を  
実施するよう努める

など

### 【権限や財源の移譲先となる組織の役割】

- ・ 地域のありたい姿の実現に寄与することを協議する
- ・ 地域の課題やニーズを把握し、地域別構想を実現するための実行計画を策定する
- ・ 地域活動団体間の連絡調整
- ・ 市との連絡調整

など

権限や財源の移譲先となる地域の範囲

財源を移譲するしくみ

権限や財源の移譲先となる組織のあり方  
組織設立にあたっての留意事項

移譲すべき権限  
移譲すべきでない権限

担い手を増やすための仕組み  
実行計画策定にあたっての留意事項

地域担当職員  
組織設立に向けた市の支援